

処分基準

令和8年4月1日作成

法令名：自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則
根拠条項：第9条
処分の概要：指定法人の指定の取消し
原権者（委任先）：北海道公安委員会
法令の定め： 自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則第1条第2号（指定の基準） 同第7条（是正又は改善の勧告）
処分基準： 自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則第9条各号に該当する場合、帰責事由が無い場合又は悪性のごく軽微な場合であって、是正等することができ、現に是正等しようとしているとき等を除き、指定を取り消すこととする。
問い合わせ先： 北海道警察本部生活安全部生活安全企画課犯罪抑止対策係（電話011-251-0110）
備考：